発行人
愛媛県西宇和郡
伊方町
編集
伊方町総務課
印刷所
保内町南予民報社印刷部
電話保内局276番

33年度決算まとまる

実質赤字 3,240万円

ふりだしに戻つた財政再建

このほど、昭和三十三年度の決算がまとまり、監査委員の審査も終り、近く議会に提出されるはこびとなりました。ところが、この決算では、約一、九六六万円の赤字が出ております。昭和三十二年度の末までの赤字が約一、一九五万円でしたから、昭和三十三年度の一年間で約七七〇万円赤字が増したことになつた訳です。そこで伊方町では、昭和三十六年に赤字を解消する計画であつた「財政再建計画」を変更しなければならなくなりました。ところが伊方町には、決算にあらわれた赤字の他に支払わなければならないもので、支払つていないものや、支払つているが一時借入金で処理して決算にあげていないものなど、決算にはあらわれていないが、実質的には赤字とみなされるものが約一、二七四万円ありますから、決算赤字とあわせると、伊方町の実質赤字は、三、二四〇万円になる訳です。

この三、二四〇万円の赤字を、昭和三十四年から九年間、すなわち昭和四十二年までに解消することに変更する訳です。この再建計画の案は、すでに出来あがり、いま自治庁との事前協議が行なわれています。

昭和三十三年度の決算の歳出で一番大きいのは、やはりいつもと同じに土木費です。土木費は二、七〇〇万円で全体の約三〇%を占めています。

土木費の内訳は次のようになつています。

◇道路橋りよう費 二六八万円
◇豊之浦漁港修築費 四〇〇万円
◇その他の漁港費 四三万円
◇大浜港湾改良費 三〇〇万円
◇仁田之浜港湾改良費一五〇万円
◇その他の港湾費 一万円
◇土木災害復旧費 六七〇万円
◇失業対策事業費 七一六万円
（九町豊之浦線 二九六万円）
（鳥津物揚場 六一万円）
（加周古屋敷線 一六一万円）
（川永田有寿来線 一一六万円）
（九町物揚場 八二万円）
◇上水道費 一一三万円
◇その他の土木費 三一万円

教育費の内訳は次のようになつています（単位万円）

伊方小	一二四	豊之浦	五一
教委	一〇三	九町小	八一
水ケ浦	四三	二見小	九七
有寿来	三五	伊方中	八五
社会教育	二九	町見中	六二
		二見小屋内運動場建築	三〇一
		町見中災害復旧	二四六

9月の税金
国民健康保険税
納税は9月末日までに

本町財政のうつりかわり （単位＝万円）

年度	歳入	歳出	歳入歳出差引	支払繰延額	実質収支
29	7.661	9.741	▲2.080	987	▲3.067
30	9.105	10.726	▲1.621	1.226	▲2.847
31	7.077	8.562	▲1.485	1.271	▲2.756
32	9.868	11.063	▲1.195	1.271	▲2.466
33	7.086	9.052	▲1.966	1.274	▲3.240

33年度再建計画実施状況 （単位千円）

	計画		実績		比較増減	
歳入	歳入額	財源として使用額 一般と使用可能	歳入額	財源として使用額 一般と使用可能	歳入額	財源として使用額 一般と使用可能
税収入	11.858	11.858	10.550	10.550	▲1.308	▲1.308
地方交付税	25.480	25.480	26.214	26.214	734	734
国、県支出金	17.222		20.029		2.807	
地方債	7.000		10.400		3.400	
その他	7.020	1.126	3.667	410	▲3.353	▲716
計	68.580	38.464	70.860	37.174	2.280	▲1.290
歳出	歳出額	一般財源充当額	歳出額	一般財源充当額	歳出額	一般財源充当額
消費的経費	24.935	20.580	29.371	25.234	4.436	4.654
(イ)人件費	13.120	11.712	12.442	11.529	▲678	▲183
(ロ)物件費	9.239	6.292	14.061	10.939	4.822	4.647
(ハ)その他	2.576	2.576	2.868	2.766	292	190
投資的経費	30.063	4.302	36.113	6.564	6.050	2.262
(イ)補助事業	24.320	1.485	28.852	3.760	4.532	2.275
(ロ)単独事業	5.743	1.585	7.261	2.804	1.518	1.219
公債費	11.315	11.315	12.684	12.684	1.369	1.369
その他	12.770	12.770	12.350	12.350	▲420	▲420
計	79.083	48.967	90.518	56.832	11.435	7.865
歳入歳出差引	▲10.503	▲10.503	▲19.658	▲19.658		
支払繰延額			12.745	12.745		
実質収支			▲32.403	▲32.403		

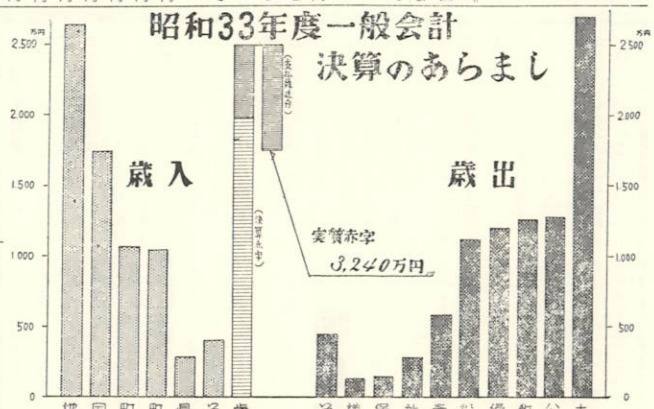

保険税の徴収率低く

国庫補助を返還

国保特別会計は、昭和三十三年度決算の結果、国の補助金を三十五万円返えさなければならないことになりました。この理由は保険税の徴収率が七三%で、九〇%にとどかなかつたためです。

国の補助金は、町からお医者さんに支払う額の四割近いものですが保険税の徴収率が八〇～九〇%ですと一割減らされ七〇～八〇%ですと二割減らされ、七〇%以下ですと全然なくなります。

このように国の補助金は、税の徴収率によつて大きく左右されます。部落別一人当り保険税額と給付額は、別にグラフで示すとおりですが、小中浦、奥、畑、須賀、大成を除く大部分の部落では、保険税を全額百%おさめても、町からお医者さんに支払う額の方が、まだ多いような状態です。

これで、国保特別会計が運営できるのは、四割に近い国庫補助金が国の補助率にも影響しますので、必らず年度内に納めるようみんなあるからです。保険税の滞納もいつかは納めるというのではなく、一で努力しましょう。

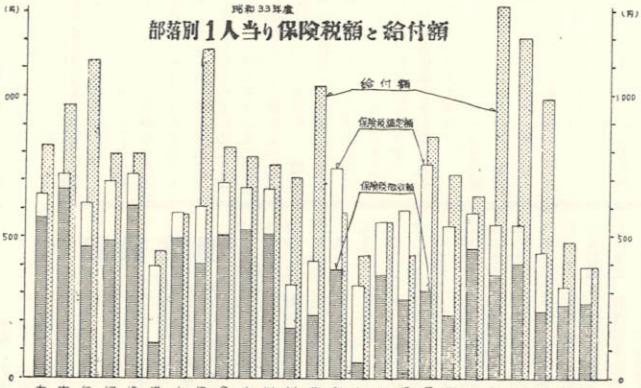

二見小校舎増築

二見小学校は、現在教室が足らなくて、危険校舎で取りこわすことになつている古い講堂や、理科室家事室などの特別教室を使つて授業をしていますが、今後も児童数がなおふえる見込みなので、ことし三教室を増築することになり、財源の調達や設計などいまその準備が行なわれています。

落ちたら大変

選挙人名簿

基本選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で作られます。選挙権があつても、選挙人名簿に名前がのつていないと投票できません。地方選挙は、一応すみましたが、衆議院議員の選挙はいつあるかわかりません。登録申請書に一応名前を書いてくばりますから落ちている人があれば書き加え、いない人が書かれていたら消して区長さんを通じ必らず申請して下さい。こんどの名簿に登録される人は、

▽昭和14年12月21日以前に生れた人

▽伊方町にことしの6月15日以前から引続き住んでいる人

申請は、必らず忘れないように。

9月15日は としよりの日

9月15日のとしよりの日から9月21日までの七日間がとしより週間です。趣旨は、としよりの健康と福祉をたかめることに努力し、としよりに親愛の気持を深め、としより自身も若い人と協力して平和な家庭、明るい社会をつくるようにつとめようというものです。

としよりの日の記念撮影

「おじいさん、五十年前の二人を思いだすね。」

昭和33年10月4日 第三種郵便物認可

昭和34年8月20日　広報伊方町　（毎月一回）　定価一部3円　第34号　【2】

果樹の共同防除施設

二見と大浜にことしの新農事業きまる

ことしの新農事業は、二見と大浜引くことになっています。この施設は、ひでりのときには、灌水にも使えますし、一斉防除がわずか一日ですみますから、労力の節減、品質の改善などその効果は大きく期待されています。

ことしの新農事業は、二見と大浜に果樹園の共同防除施設をつくることにきまりました。

新農事業とは、正式には、新農山漁村建設総合対策事業といわれるもので、一般には新農と略していわれているものです。

この新農事業を行うには、まず県の指定がいりますが、この指定を昨年五月に受けました。指定後の一年間は、事業の意義や内容をみんなに知ってもらったり、農林漁業についてのいろいろな基礎調査をしたり、部落やその他団体からの事業計画をまとめるなど準備期間になっています。ところが伊方町では、昨年夏六十年来といわれる干害に見舞われ、選挙の年を迎えるなど、充分な周知や準備が出来ませんでした。それでも、どうにか、伊方地域農山漁村振興協議会の構成もでき、基礎調査も終りましたので第一年目の事業に着手することになったわけです。

この新農は、昭和三十六年度まで三年間続けて行われますが、第二年目、第三年目の事業は、まだ最終的な計画はできていません。

ことし、実施することになった、二見と大浜の果樹共同防除施設はいずれも、二見、大浜の青果組合が事業主体となっており、二見は工事費一二七万円、受益面積一七歩。大浜は一一九万円、二〇町歩となっています。

二見の場合、山の頂上に六八〇石入りの貯水槽を作り、その下に、薬を混合するタンクを三段階につくり、薬液を各園に送るパイプを

伊方地域農山漁村振興協議会とは…

この協議会は、計画書や事業の内容を審議し、その可否や順位をきめる重要な機関で、次の人達で構成されています。

◉川口寛之（町長）◉中田弥（議長）◉山本長松、林英徳（農協）◉重岡太守、亀井浩松（漁協）◉高門嘉夫郎、高橋幸雄（農委）◉山下日吉（議会）◉山本勘助、高田多賀平（森林）◉丸山謙吉（資産税）◉吉川所太郎、松田長睦（区長）◉矢野温美、上田弁三（青果）◉井田与之平、岡野喜代太郎（畜産）◉中井一郎（改良区）◉竹内敏子、藤川秀世（婦人会）◉桐本利昭（青年団）◉阿部嘉明、菊池伝治（農協青壮年部）

必らず契約栽培を

口約束ではダメ

パッションフルーツの栽培について

ちかごろ、町見地区一帯で、パッションフルーツというくだものが、ジュースの原料として非常に有利だし、栽培もしやすいと、さかんに宣伝され、高い苗木を買って植えている人、またどうしたものかと迷っている人が非常に多いので、町見地区担当農改普及員の山口さんに、パッションフルーツのことについてお聞きしました。

パッションフルーツは、蔓性の多年性草木で、暖地の霜のおりないところでだけ栽培されるものです。野性に近く、肥料も少なくてすみ、薬剤撒布も全然いらないぐらい。三年目位から、ぼつぼつ実がなり始め、一個六十グラム（約十五匁）位で香りが良く、主に汁をしぼって、ジュースの原料に使われます。すでに高知県、宮崎県では、栽培が始められています。

実一個が二円ぐらい、反収も良いところでは、十万円ぐらいになる。伊方町では、工場までの輸送費が高くなるので、柑橘などに比べると、あまり有利ではありません。将来近い所に加工工場が出来て契約栽培をするようにでもなれば、有利な作物になるかも知れない。

ただし、愛媛県では、県としても、農協としてもこれを奨励しない方針です。しかし栽培することは、農家の自由ですから植えつける場合には、必らず、買い取る側の工場と正式に契約をして栽培しないと、不利を見ることになります。口約束ほど、あてにならないものはありません。この点は、特に注意して下さい。

現在の世の中には、人の知らない有利な作物とか、たやすく儲かる作物などは、ありません。宣伝に乗ってしまうのは危険です。最後の目的である「金がとれる」と云う確約のもとに始めることが大切です。

（パッションフルーツの苗木は宮崎県某農協に一本二十五円ぐらいで斡旋しています。）

町外からのおたより

海道の出身で、南宇和郡御荘町平城にお住まいの千葉武重さんから、広報編集の費用にあてましいと、現金五百円を同封し次のようなお手紙をいただきました。

ただいま伊方町広報御送付いただき、ありがとう存じます。なつかしい故郷の記事がたくさん出てしみじみと郷愛を感じます。

当地は伊方町出身の成功者も多く、また酒造家ともなれば、各酒造家に技術者の方々がたくさんみえられて、伊方町とはつながりの多い町であります。

当部は、全国的に有名な漁場もあり、また真珠養殖員の養殖地としても著名であります。

なお観光地としても知られておりまして、国定瀬戸内公園の一部元宇和島藩の型鼎地御島があり、夏には各地からキャンプに来ます。

霊峰鎧山など数々あります、また御荘牛の産地で闘牛も盛んです。

申しおくれましたが、私は現在四国銀行御荘支店に勤務いたしております。今後共よろしく御願い申しあげます　千葉武重

千葉さんのほか、元二見小学校長現在東宇和郡野江中学校）阿部初男さんから千円、九町西出身で現在福岡県八幡製鉄技術研究所に勤めている山口義一さんから千円、湊浦出身で現在山口県下松市中島に住いの松田光蔵さんから三百円、それぞれ広報編集の費用にと御寄付をいただきました。

紙上から厚く御礼申しあげます

国民年金質問箱

問　国民年金制度とは、どんな制度ですか。

答　私たちが、としをとったりまた身体障害者になって仕らけがなくなったり、あるいは、家庭の生計の中心であった人が死んだときなどに、我之になり生活がおびやかされることのないようにしようとする制度です。

問　国民年金法は、いつから実施されますか。

答　先月の本紙でもお知らせしたように、ことしの十一月一日から無拠出制の福祉年金が支給され、昭和三十六年四月一日から拠出制の保険料が徴収されることになっております。

問　ではことしの十一月から実施される「福祉年金」とは、どんな年金ですか。

答　国民年金制度が実施されたとき、すでにとしよりになっている人、あるいは身体障害者になっている人、またすでに母子世帯になっている人に対し、母子福祉年金は老令障害および母子の三年金があります。そのとき、すでにとしよりになって年金額は、老令福祉年金は一万二千円（月千円）、障害福祉年金は一万八千円（月千五百円）母子福祉年金は一万二千円（月千円）となっており、母子福祉年金の場合にのみ、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人について二千四百円（月二百円）が加算されます。

問　老令福祉年金を支給されるのはどんな人ですか。

答　ことしの十一月一日現在で七十才以上の人（明治二十二年十一月一日以前に生れた人）と、ことしの十一月には七十才に達する人（明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日まで生れた人）が七十才になった時に、老令福祉年金が支給されます。

問　障害福祉年金を支給されるのはどんな人ですか。

答　ことしの十一月一日現在で、次のような状態になっている二十才以上の人、昭和三十六年三月までにこのような状態になった二十才以上七十才未満の人、昭和三十六年四月一日に五十才以上になっている人が七十才になるまでに、このような状態になったときなどに支給されます。

問　母子福祉年金を支給されるのは、どんな人ですか。

答　ことしの十一月一日までに夫と死別した妻が義務教育を終了している子供の生計を維持しており、また、昭和三十六年四月一日までに夫が死亡し、その妻と子供が残されたとき、昭和三十六年四月一日以後夫が死亡して、妻が五十才以上になっており、拠出制年金の被保険者にならないときに支給されます。

問　拠出年金には、どんな種類の福祉年金といいます。

答　ことしの十一月一日現在で五十才以上になる人、夫と死別した妻が義務教育を終了している子供の生計を維持しているとき、また、昭和三十六年四月一日までに夫が死亡し、その妻と子供が残されたとき、昭和三十六年四月一日以後夫が死亡して、妻が五十才以上になっており、拠出制年金の被保険者にならないときに支給されます。

問　無拠出制の年金が実施されるまでのつなぎとして、年金を支給するものです、また拠出制年金制度が実施になっても、保険料の月額百円、百五十円の負担ができないため、老令、障害、母子の年金が支給されないとき、老令、障害、母子の年金が支給されない人に対しても、拠出年金制度を補充するものとして無拠出で年金が支給されることになっております。この無拠出の年金ことしの十一月には七十才に達する人（明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日まで生れた人）が七十才になったときに、老令福祉年金が支給されます。

問　拠出年金の年金額はどのくらいですか。

答　福祉年金は老令障害および母子の三年金があります。そのとき、すでにとしよりになって年金額は、老令福祉年金は一万二千円（月千円）、障害福祉年金は一万八千円（月千五百円）母子福祉年金は一万二千円（月千円）

人口

昭和34年8月1日現在伊方町の　世帯数 2.595　人口 12.786（男 6.315　女 6.471）

婚姻（七月届分）

出生（七月届分）

死亡（七月届分）

編集後記

七月十六日に、自治庁財政再建課の係官が来町して、伊方町の財政実態調査が行なわれた。このとき決算外にある赤字が表面化し、それ以来庶務、会計の係では三千二百万円の赤字解消計画にとりくんだ。そこで今月号では、財政関係の記事を、一面に特集した。編集の不手際か、一面のほとんどを費したけれど、あまりくわしくは、のせることが出来なかった。おいおいに、解説することにして、こんどはこのくらいでがまん願うことにした。国民年金の受付が始まった。無拠出の福祉年金の方である。先月号にあらましのことをのせたが、申請もれの人があっては大変。と繰りかえしてくどいようだが、国民年金質問箱として、更に詳しい解説を試みた。異常に暑い夏で、残暑も中々きびしかったが、どうやら秋がきそうだ。いよいよ台風の本格的シーズンを迎え無事を祈りながらも対策を忘れないように…